

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	閉込(S A)00-02 <u>R 1</u>
提出年月日	<u>令和3年9月29日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（閉込(S A)）

(MO X燃料加工施設)

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 33 条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示

す。

別紙

閉込(SA)00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(閉込(SA))】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/29	1	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/29	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/8	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (1 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備) 第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備閉外①、閉工①</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備閉グ①</p> <p>(閉外②から⑦、閉グ②から⑦、閉工②から⑥は技術基準規則第三十条への適合方針)</p> <div data-bbox="172 989 507 1251" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【「等」の解説】 「核燃料物質等」については事業許可基準規則に基づく用語として許可の記載のとおりとした。 (以下同じ)</p> </div>	<p>第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1. 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.2. 重大事故等対処設備 5.1.2.1. 外部放出抑制設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が外部へ放出されることを可能な限り防止するため、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備を設ける設計とする。閉外①a</p> <div data-bbox="685 772 1020 978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【許可からの変更点等】 設工認において外部放出抑制設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p> </div> <div data-bbox="557 1024 1525 1272" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 🗨️：発電炉との差異の理由 🟡：許可からの変更点等</p> </div> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。閉外①b</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボック</p>	<p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 ① 概要 b. 重大事故等対処設備 (a) 外部放出抑制設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、<u>グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u>閉外①a</p> <p>外部放出抑制設備は、<u>グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。</u>閉外①b</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線(以下「受電開閉設備等」という。)を常設重大事故等対処設備として設置する。㊦</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボック</p>	<p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 重大事故等対処施設 ① 外部放出抑制設備 a. 概要</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p> <p>b. 系統構成及び主要設備 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災の影響を受けたMOX粉末がグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行し、移行したMOX粉末がグローブボックス排気設備及び工程室排気設備を経由して外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な設備として、外部放出抑制設備を設ける。◇</p> <p>(a) 系統構成 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備及び所内電源設備の一部を使用する。◇</p> <p>外部放出抑制設備は、<u>グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。</u>◇</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。◇</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボック</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (2 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ス排気フィルタの一部, グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ, 工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部, 工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付ける。閉外①c</p> <p>外部放出抑制設備は, 重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には, 放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。閉外①d</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は, 放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。閉外①e</p> <p>上記の対策が完了するまでの間, 火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は, 火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから, これを抑制するため, グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。閉外①f</p> <p>また, 上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため, ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し, ダクト内の風速を計測できる設計とする。閉外①g</p>	<p>ス排気フィルタの一部, グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ, 工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部, 工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス (第1表) ③を常設重大事故等対処設備として位置付ける。閉外①c</p> <p>所内電源設備については「ト. (イ)(3) 所内電源設備」に示す。②</p> <p>外部放出抑制設備は, 重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には, 放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。閉外①d</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は, 放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。閉外①e</p> <p>上記の対策が完了するまでの間, 火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は, 火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから, これを抑制するため, グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。閉外①f</p> <p>また, 上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため, ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し, ダクト内の風速を計測できる設計とする。閉外①g</p>	<p>ス給気フィルタの一部, グローブボックス排気フィルタの一部, グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ, 工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部, 工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス (添5第31表(2)) を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>所内電源設備については「ト. (イ)(3)②d. 系統構成」に示す。◇◇</p> <p>(b) 主要設備</p> <p>外部放出抑制設備は, 重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には, 放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。◇</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は, 放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。◇</p> <p>上記の対策が完了するまでの間, 火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は, 火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから, これを抑制するため, グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。◇</p> <p>また, 上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため, ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し, ダクト内の風速を計測できる設計とする。◇</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX燃料加工施設ともに重大事故等に対処するためのパラメータを計測する方針は同じであるが, MOX燃料加工施設と発電炉にて計測するパラメータ及び計測設備が異なるため。</p> <p>2.1 計測装置等 2.1.1 通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 重大事故等が発生し, 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして, 原子炉压力容器内の温度, 圧力及び水位, 原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量, 原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位, 水素濃度及び酸素濃度, 原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視, 最終ヒートシンクの確保, 格納容器パイパスの監視, 水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p>	

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (3 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「受電開閉設備等」には複数の建屋の高圧母線や低圧母線も含めており、36条電源設備の要求に基づく申請対象設備として個別に明確化するため、当該箇所では等のままとした。</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設備の設計として対応することを明確にするため、記載を追加した。 (以下同じ)</p>	<p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。閉外①h</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。閉外①i</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。閉外①j</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。閉外②a</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。閉外②b</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③a</p>	<p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。閉外①h</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。閉外①i</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。閉外①j</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。閉外②a</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。閉外②b</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③a</p>	<p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。◇</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。◇</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。◇</p> <p>c. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保する設計とする。◇</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p>	<p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状況を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、MOX燃料加工施設ともに計測する装置の電源要求(外部電源を期待できない場合)の方針は同じであるが、MOX燃料加工施設と発電炉にて設備構成が異なるため。</p>	

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (4 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化 (以下同じ)</p>	<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③b</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンプ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉外④a</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該システムの範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉外④b</p> <p>外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。閉外⑤a</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンプ出口風速計は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉外⑤b</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台</p>	<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉外③b</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンプ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な0～50m/sの計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。閉外④a</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該システムの範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。閉外④b</p> <p>外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。閉外⑤a</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンプ出口風速計は、「ロ.(ト)(2)②e. ③地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉外⑤b</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台</p>	<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンプ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な0～50m/sの計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。◇◇</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該システムの範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。◇◇</p> <p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。◇</p> <p>外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (5 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「風 (台風) 等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 30条 (重大事故等対処設備) の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化</p> <p>【「等」の解説】 「関連する工程を停止すること等」とは、重大事故等に対処するための機能が確保できない場合の対応方法の総称であり、保安規定に基づき策定する手順書において種々の対応を定めて明確化することから、当該箇所では等のままとした。</p>	<p>風) 等により機能を損なわない設計とする。閉外⑤c</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。閉外⑤d</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。閉外⑤e</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉外⑤f</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉外⑤g</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉外⑤h また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。閉外⑤i</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。閉外⑤j</p>	<p>風) 等により機能を損なわない設計とする。閉外⑤c</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。閉外⑤d</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。閉外⑤e</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉外⑤f</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉外⑤g</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉外⑤h</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。閉外⑤j</p>	<p>風) 等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を維持する設計とする。◇また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。閉外⑤i</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、「イ. (ハ) (1) ⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (6 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計とするとともに、高性能エアフィルタによりM O X粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉外⑤k</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉外⑥</p>	<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計とするとともに、高性能エアフィルタによりM O X粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉外⑤k</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉外⑥</p>	<p>ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計とするとともに、高性能エアフィルタによりM O X粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</p> <p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ. (ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>d. 主要設備の仕様 外部放出抑制設備の主要設備を添5第31表(1)に、外部放出抑制設備に関連するその他設備の概略仕様を添5第31表(3)に、外部放出抑制設備の系統概要図を添5第39図(1)、添5第39図(2)、添5第40図(1)及び添5第40図(2)に示す。◇ 外部放出抑制設備の機器配置概要図を添5第44図(1)及び添5第44図(2)に示す。◇ また、重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を添5第34表に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備の計測概要図を添5第43図に示す。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (7 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「外観点検，機能性能確認等」，「補修等」及び「外観点検，員数確認，模擬入力による機能，性能の確認及び校正等」が指す具体的な内容は設備によって異なり，個々の内容は保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため，基本設計方針では等のままとした。 (以下同じ)</p>	<p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。閉外⑦a</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦b</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦c</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，模擬入力による機能，性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替えが可能な設計とする。閉外⑦d</p>	<p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。閉外⑦a</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦b</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉外⑦c</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，模擬入力による機能，性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替えが可能な設計とする。閉外⑦d</p>	<p>e. 試験・検査 基本方針については，「イ. (ハ)(1)④ b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。◇</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正が可能な設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (8 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>5.1.2.2. 代替グローブボックス排気設備 核燃料物質等の回収の一環として、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するため、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。閉グ①a</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。閉グ①b</p>	<p>(b) 代替グローブボックス排気設備 <u>核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。閉グ①a</u></p> <p>代替グローブボックス排気設備は、<u>グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。閉グ①b</u></p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。㊦</p> <p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング設備、代替試料分析関係設備の一部である可搬型放出管理分析設備、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用</p>	<p>② 代替グローブボックス排気設備 a. 概要 核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p> <p>b. 系統構成及び主要設備 核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット等により工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することでグローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な設備として、代替グローブボックス排気設備を設ける。◇</p> <p>(a) 系統構成 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替グローブボックス排気設備、代替モニタリング設備の一部、代替試料分析関係設備の一部、代替電源設備の一部及び補機駆動用燃料補給設備の一部を使用する。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。◇</p> <p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング設備、代替試料分析関係設備の一部である可搬型放出管理分析設備、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び</p>		

【許可からの変更点等】
設工認において代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (9 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「復旧等」はグローブボックス排風機の機能回復のための対応全般を指しており、「等」に含める内容によって代替グローブボックス排気設備への設計要求事項が変化するものではないため、当該箇所では等のままとした。</p>	<p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付ける。閉グ①c</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。閉グ①d</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。閉グ①e</p>	<p>燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。㊦</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス(第1表)㊦を常設重大事故等対処設備として位置付ける。閉グ①c</p> <p>代替モニタリング設備については「へ.(ロ)(1)放射線監視設備」に、代替試料分析関係設備については「へ.(ロ)(2)試料分析関係設備」に、代替電源設備については「ト.(イ)(3)所内電源設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「ト.(イ)(4)補機駆動用燃料補給設備」に示す。㊦</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。閉グ①d</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。閉グ①e</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動し、燃料加工建屋可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。㊦</p>	<p>び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。㊦</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス(添5第32表(2))を常設重大事故等対処設備として位置付ける。㊦</p> <p>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備については「へ.(ロ)(4)①系統構成」に、代替電源設備については「ト.(イ)(3)②d.系統構成」に、補機駆動用燃料補給設備については「ト.(イ)(4)④系統構成」に示す。㊦</p> <p>(b) 主要設備 代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。㊦</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。㊦</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動し、燃料加工建屋可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。㊦</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (10 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「固縛等の措置」が指す内容は保管状況によって異なり、個々の内容は添付書類に示すため、基本設計方針では等のままとした。 (以下同じ)</p>	<p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋内に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。閉グ②</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③a</p> <p>屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③b</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③c</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エア</p>	<p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。閉グ②</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③a</p> <p>屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③b</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エア</p>	<p>c. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。◇ 代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉グ③c</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エア</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (11 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 文章の適正化</p>	<p>フィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉グ④a</p> <p>また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉グ④b</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉グ④c</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉グ⑤a</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。閉グ⑤b</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。閉グ⑤c</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を</p>	<p>フィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。閉グ④a</p> <p>また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットは、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップ2台の合計3台以上を確保する。閉グ④b</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。閉グ④c</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「ロ.(ト)(2)②e. ③地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉グ⑤a</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。閉グ⑤b</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。閉グ⑤c</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を</p>	<p>び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇◇</p> <p>また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップ2台の合計3台以上を確保する。◇◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。◇◇</p> <p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③環境条件等」に示す。◇</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (12 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「コンテナ等」が指す保管方法の内容、「転倒防止、固縛等」が指す保管方法に応じた措置の内容については添付書類に示すため、基本設計方針では等のみとした。</p>	<p>防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とするか、又は風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。閉グ⑤d</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。閉グ⑤e</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉グ⑤f</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉グ⑤g</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉グ⑤h</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンパの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。閉グ⑤i</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び</p>	<p>防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とするか、又は風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。閉グ⑤d</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。閉グ⑤e</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉グ⑤f</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉グ⑤g</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉グ⑤h</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンパの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。閉グ⑤i</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンパの操作は、想定される重大事故等</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (13 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>常設設備との接続が可能な設計とする。閉グ⑤j</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉グ⑥a</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。閉グ⑥b</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉グ⑥c</p>	<p>常設設備との接続が可能な設計とする。閉グ⑤j</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉グ⑥a</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。閉グ⑥b</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉グ⑥c</p>	<p>が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</p> <p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。◇</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。◇</p> <p>d. 主要設備の仕様 代替グローブボックス排気設備の主要設備を添5第32表(1)に、代替グローブボックス排気設備に関連するその他設備の概略仕様を添5第32表(3)から添5第32表(5)に、代替グローブボックス排気設備の系統概要図を添5第41図(1)及び添5第41図(2)に示す。◇ 代替グローブボックス排気設備の機器配</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (14 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 709 519 1052">【「等」の解説】 「外観点検, 員数確認, 動作確認等」が指す具体的な内容は設備によって異なり, 保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため, 基本設計方針では等のままとした。</p> <p data-bbox="192 1192 519 1461">【許可からの変更点等】 許可記載の「分解点検等」の意味は「<u><u>分解点検等</u></u>」に包含されるため, 他設備との統一を考慮し, 「<u>分解点検等</u>」とした。</p>	<p data-bbox="552 436 1012 659">代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 機能性能確認等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。閉グ⑦a</p> <p data-bbox="552 695 1012 917">代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉グ⑦b</p> <p data-bbox="552 953 1012 1176">代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 員数確認, 動作確認等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 分解点検等が可能な設計とする。閉グ⑦c</p> <p data-bbox="552 1211 1012 1402">可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観の確認が可能な設計とする。閉グ⑦d</p>	<p data-bbox="1053 436 1513 659"><u>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 機能性能確認等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。閉グ⑦a</u></p> <p data-bbox="1053 695 1513 917"><u>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。閉グ⑦b</u></p> <p data-bbox="1053 953 1513 1176"><u>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 員数確認, 動作確認等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 分解点検等が可能な設計とする。閉グ⑦c</u></p> <p data-bbox="1053 1211 1513 1402"><u>可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観の確認が可能な設計とする。閉グ⑦d</u></p>	<p data-bbox="1552 239 2024 306">置概要図を添5第44図(1)及び添5第44図(2)に示す。◇</p> <p data-bbox="1552 306 2024 407">e. 試験・検査 基本方針については, 「イ. (ハ)(1)④ b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p data-bbox="1552 436 2024 659">代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 機能性能確認等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 保守等が可能な設計とする。◇</p> <p data-bbox="1552 695 2024 917">代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。◇</p> <p data-bbox="1552 953 2024 1176">代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観点検, 員数確認, 動作確認等が可能な設計とする。また, 当該機能を健全に維持するため, 分解点検等が可能な設計とする。◇</p> <p data-bbox="1552 1211 2024 1402">可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は, 通常時において, 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため, 外観の確認が可能な設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (15 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「ウエス等」とはMOX粉末の回収に使用する各資機材の総称であり、「等」に含める内容によって工程室放射線計測設備への設計要求事項が変化するものではないため、当該箇所では等のままとした。</p>	<p>5.1.2.3. 工程室放射線計測設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するため、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。閉工①a</p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。閉工①b</p> <p>工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンプラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。閉工①c</p> <p>可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電池又は乾電池を使用する設計とする。閉工①d</p>	<p>(c) 工程室放射線計測設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備を保管する。閉工①a</p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。閉工①b</p> <p>工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンプラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。閉工①c</p> <p>可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電池又は乾電池を使用する設計とする。閉工①d</p>	<p>③ 工程室放射線計測設備</p> <p>a. 概要 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備を保管する。◇</p> <p>b. 系統構成及び主要設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な設備として、工程室放射線計測設備を設ける。◇</p> <p>(a) 系統構成 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、工程室放射線計測設備を使用する。◇</p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。◇</p> <p>(b) 主要設備 工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンプラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。◇</p> <p>可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電池又は乾電池を使用する設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (16 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。閉工②</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉工③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。閉工④a</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有するとともに、十分な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。閉工④b</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【許可からの変更点等】 必要な仕様として計測範囲について追記した。</p> </div>	<p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。閉工②</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉工③</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。閉工④a</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。閉工④b</p>	<p>c. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇◇</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇◇</p> <p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (17 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉工⑤a</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。閉工⑤b</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。閉工⑤c</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉工⑤d</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。閉工⑤e</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「ロ.(ト)(2)② e. ③地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉工⑤a</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。閉工⑤b</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。閉工⑤c</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉工⑤d</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。閉工⑤e</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (気体廃棄物の廃棄設備)) (18 / 18)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「取替え等」が指す具体的な内容は機器によって異なり、個々の内容は保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため、基本設計方針では等のみとした。</p>	<p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。閉工⑥a</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。閉工⑥b</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。閉工⑥c</p>	<p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。閉工⑥a</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。閉工⑥b</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。閉工⑥c</p>	<p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>d. 主要設備の仕様 工程室放射線計測設備の主要設備を添5第33表に、工程室放射線計測設備の系統概要図を添5第42図に示す。◇ また、重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を添5第34表に示す。◇</p> <p>e. 試験・検査 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。◇</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。◇</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (1 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備) 第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備閉火①、閉消①</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備</p> <p>(閉火②から⑦、閉消②から⑥は技術基準規則第三十条への適合方針)</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1. 火災防護設備 7.1.2. 重大事故等対処設備 7.1.2.1. 代替火災感知設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認するため、代替火災感知設備を設ける設計とする。閉火①a</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【許可からの変更点等】 設工認において代替感知設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p> </div>	<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (1) 火災防護設備 ① 構造 b. 重大事故等対処設備 (a) 代替火災感知設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を□設置及び保管する。閉火①a</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (1) 火災防護設備 ③ 重大事故等対処設備 a. 代替火災感知設備</p> <p>(a) 概要 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p> <p>(b) 系統構成及び主要設備 重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失している状態で、万一火災が発生している場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な設備として、代替火災感知設備を設ける。◇</p> <p>i. 系統構成 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替火災感知設備を使用する。◇</p> <p>代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する测温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。閉火①b</p> <p>ii. 主要設備 代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し、遠隔消火装置による消火の実施を判断するため、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続し</p>		

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
 □：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (2 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX燃料加工施設ともに計測する装置の電源要求 (外部電源を期待できない場合) の方針は同じであるが, MOX燃料加工施設と発電炉にて設備構成が異なるため。</p>	<p>て設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより, 中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。閉火①c</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は, 火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで, 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。閉火①d</p> <p>可搬型グローブボックス温度表示端末は, 乾電池を使用する設計とする。閉火①e</p> <p>火災状況確認用温度表示装置は, 充電電池を使用する設計とする。閉火①f</p> <p>代替火災感知設備は, 環境条件を考慮することに加え, 内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで, 非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉火②a</p> <p>また, 火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに, 静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより, 計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで, 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。閉火②b</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は, 共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大</p>	<p>て設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより, 中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。閉火①c</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は, 火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで, 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。閉火①d</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉, MOX燃料加工施設ともに重大事故等に対処するためのパラメータを計測する方針は同じであるが, MOX燃料加工施設と発電炉にて計測するパラメータ及び計測設備が異なるため。</p> <p>代替火災感知設備は, 環境条件を考慮することに加え, 内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで, 非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉火②a</p> <p>また, 火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに, 静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより, 計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで, 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。閉火②b</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は, 共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大</p>	<p>て設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより, 中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。◇</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は, 火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで, 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。◇</p> <p>可搬型グローブボックス温度表示端末は, 乾電池を使用する設計とする。閉火①e</p> <p>火災状況確認用温度表示装置は, 充電電池を使用する設計とする。閉火①f</p> <p>(c) 設計方針 i. 共通要因故障に対する考慮 基本方針については, 「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。◇</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は, 共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように, 火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに, 燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替火災感知設備は, 環境条件を考慮することに加え, 内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで, 非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボック</p>	<p>2.1 計測装置等 2.1.1 通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測重大事故等が発生し, 当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして, 原子炉压力容器内の温度, 圧力及び水位, 原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水量, 原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位, 水素濃度及び酸素濃度, 原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視, 最終ヒートシンクの確保, 格納容器バイパスの監視, 水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は, 非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において, 代替電源設備として常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 所内常設直流電源設備, 常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p>	

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (3 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 設工認において設備の設計として対応することを明確にするため、記載を追加した。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。 (以下同じ)</p>	<p>事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。 燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。閉火②c</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前(通常時)の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉火③</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。閉火④a</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。閉火④b</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対</p>	<p>事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。閉火②c</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前(通常時)の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉火③</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な-196～450℃の計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できるよう9系列有する設計とする。閉火④a</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。閉火④b</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対</p>	<p>ス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。◇</p> <p>また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。◇</p> <p>ii. 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前(通常時)の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>iii. 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な-196～450℃の計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できるよう9系列有する設計とする。◇◇</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。◇◇</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (4 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 972 516 1146">【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化 (以下同じ)</p> <p data-bbox="163 1318 537 1591">【「等」の解説】 「風 (台風) 等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p>	<p data-bbox="552 245 1029 499">策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。閉火④c</p> <p data-bbox="552 537 1029 762">代替火災感知設備は、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉火④d</p> <p data-bbox="552 926 1029 1150">代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。閉火⑤a</p> <p data-bbox="552 1188 1029 1472">地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉火⑤b</p> <p data-bbox="552 1509 1029 1667">代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。閉火⑤c</p> <p data-bbox="552 1734 1029 1923">代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。閉火⑤d</p>	<p data-bbox="1053 245 1531 470">策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。閉火④c</p> <p data-bbox="1053 537 1531 762">代替火災感知設備は、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。閉火④d</p> <p data-bbox="1053 926 1531 1150">代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。閉火⑤a</p> <p data-bbox="1053 1188 1531 1440">地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は、「ロ. (ト) (2) ② e. ③ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉火⑤b</p> <p data-bbox="1053 1509 1531 1667">代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。閉火⑤c</p> <p data-bbox="1053 1734 1531 1923">代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。閉火⑤d</p>	<p data-bbox="1552 245 2030 470">策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇◇</p> <p data-bbox="1552 537 2030 762">代替火災感知設備は、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。◇◇</p> <p data-bbox="1552 800 2030 894">iv. 環境条件等 基本方針については、「イ. (ハ) (1) ③ 環境条件等」に示す。◇</p> <p data-bbox="1552 926 2030 1125">代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。◇</p> <p data-bbox="1552 1188 2030 1377">地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、「イ. (ハ) (1) ⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p data-bbox="1552 1451 2030 1608">代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p data-bbox="1552 1646 2030 1776">代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。◇</p> <p data-bbox="1552 1808 2030 1944">代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (5 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 30条(重大事故等対処設備)の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「関連する工程を停止すること等」とは、重大事故等に対処するための機能が確保できない場合の対応方法の総称であり、保安規定に基づき策定する手順書において種々の対応を定めて明確化することから、当該箇所では等のままとした。(以下同じ)</p>	<p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。閉火⑤e</u></p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、<u>内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉火⑤f</u></p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉火⑤g</u></p> <p>内的事象を要因とする<u>重大事故等</u>が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、<u>自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉火⑤h</u>また、機能が確保できない場合には、<u>関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。閉火⑤i</u></p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉火⑤j</u></p>	<p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、<u>可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。閉火⑤e</u></p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、<u>内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉火⑤f</u></p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。閉火⑤g</u></p> <p><u>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉火⑤h</u></p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。閉火⑤j</u></p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、<u>地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を維持する設計とする。◇また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。閉火⑤i</u></p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、「イ、(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</u></p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。◇</u></p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</u></p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</u></p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (6 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「外観点検、機能性能確認等」及び「保守等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、個々の内容は保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。 (以下同じ)</p>	<p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉火⑥a</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉火⑥b</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉火⑦a</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。閉火⑦b</p>	<p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。閉火⑥a</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。閉火⑥b</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉火⑦a</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。閉火⑦b</p>	<p>v. 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。◇</p> <p>(d) 主要設備の仕様 代替火災感知設備の主要設備を添5第41表に、代替火災感知設備の系統概要図を添5第56図及び添5第57図に示す。◇ 代替火災感知設備の機器配置概要図を添5第59図(1)及び添5第59図(2)に示す。◇ また、重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を添5第43表に、重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備の計測概要図を添5第58図に示す。◇</p> <p>(e) 試験・検査 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p>代替火災感知設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。◇</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (7 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「消火ガスポンベ、消火ガス配管、消火ノズル等」の内容である消火剤の流路を構成する部分については、申請対象設備として仕様表及び添付書類にて明確化して示すことから、基本設計方針では等のままとした。</p>	<p>7.1.2.2. 代替消火設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するため、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、<u>代替消火設備を設ける設計とする。</u>閉消①a</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において代替消火設備を設ける設計とする旨の冒頭宣言として記載を適正化した。</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスポンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。閉消①b</p>	<p>(b) 代替消火設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために<u>必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置する。</u>閉消①a</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスポンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために<u>起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。</u>また、<u>起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。</u>閉消①b</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。㊦ 所内電源設備については「ト. (イ)(3) 所内電源設備」に示す。㊦</p>	<p>b. 代替消火設備</p> <p>(a) 概要 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために<u>必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置する。</u>◇</p> <p>(b) 系統構成及び主要設備 重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失している状態で、万一火災が発生している場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な設備として、代替消火設備を設ける。◇</p> <p>i. 系統構成 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合の重大事故等対処設備として、代替消火設備及び所内電源設備の一部を使用する。◇</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスポンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。◇</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。◇ 所内電源設備については「ト. (イ)(3)② d. 系統構成」に示す。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (8 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「盤等」は、盤自体のほか弁の駆動源など弁の開放に必要な機器の総称であり、その内容が当該箇所設計要件（弁を直接の手動操作で開放可能とすること）を変化させるものではないため、許可の記載のままとした。</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】 「受電開閉設備等」には複数の建屋の高圧母線や低圧母線も含めており、36条電源設備の要求に基づく申請対象設備として個別に明確化するため、当該箇所では等のままとした。</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。閉消①c</p> <p>中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。閉消①d</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。閉消①e</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。閉消①f</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。閉消①g</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。閉消①c</p> <p>中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。閉消①d</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。閉消①e</p> <p>遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。閉消①f</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。閉消①g</p>	<p>ii. 主要設備 代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。◇</p> <p>中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。</p> <p>遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (9 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。閉消②a</p> <p>また、代替消火設備の遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉消②b</p> <p>さらに、代替消火設備の遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。閉消②c</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉消③</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。閉消②a</p> <p>また、遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。閉消②b</p> <p>さらに、遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。閉消②c</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。閉消③</p>	<p>(c) 設計方針 i. 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。◇</p> <p>また、遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。◇</p> <p>さらに、遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。◇</p> <p>ii. 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (10 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化 (以下同じ)</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする。閉消④a</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。閉消④b</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。閉消⑤a</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉消⑤b</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部か</p>	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする。閉消④a</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。閉消④b</p> <p>代替消火設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。閉消⑤a</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「ロ.(ト)(2)②e. ③地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。閉消⑤b</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部か</p>	<p>iii. 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする。閉消④a</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。◇◇</p> <p>iv. 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。◇</p> <p>代替消火設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部か</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (11 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>らの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。閉消⑤c</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。閉消⑤d</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉消⑤e</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉消⑤f また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。閉消⑤g</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。閉消⑤h</p>	<p>らの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。閉消⑤c</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。閉消⑤d</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。閉消⑤e</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。閉消⑤f</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。閉消⑤h</p>	<p>らの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応により機能を維持する設計とする。◇また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。閉消⑤g</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。◇</p> <p>v. 操作性の確保 基本方針については、「イ. (ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇</p> <p>(d) 主要設備の仕様 代替消火設備の主要設備を添5第42表(1)に、代替消火設備に関連するその他設備の概略仕様を添5第42表(2)に、代替消火設備の系統概要図を添5第56図及び添5第57図に示す。◇ 代替消火設備の機器配置概要図を添5第59図(1)及び添5第59図(2)に示す。◇</p>		

要求事項との対比表 第三十三条 (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 (火災防護設備)) (12 / 12)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉消⑥a</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。閉消⑥b</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。閉消⑥c</p>	<p>代替消火設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。閉消⑥a</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。閉消⑥b</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。閉消⑥c</p>	<p>(e) 試験・検査 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p>代替消火設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。◇</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。◇</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備 外部放出抑制設備））					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉外 ①	放出経路の遮断をするために必要な設備設計	技術基準規則（第三十三条）の要求事項を受けている内容	1項 一号	—	a, b, c, e
閉外 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	2項	—	d
			3項 二号 四号 六号	—	
閉外 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 六号	—	d
閉外 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 一号	—	a, c
閉外 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 二号 七号	—	d
			3項 三号 四号	—	
閉外 ⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 三号 五号	—	d
			3項 一号 五号	—	
閉外 ⑦	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	d

設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
㊦	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊧	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊨	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
㊩	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
㊰	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
㊱	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊲	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
㊳	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	Ⅲ 耐震性に関する説明書		
c	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備 代替グローブボックス排気設備））					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉 グ ①	閉じ込める機能の回復をするために必要な設備設計	技術基準規則（第三十三条）の要求事項を受けている内容	1 項 二号	—	a, b, d
閉 グ ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	2 項	—	c
			3 項 二号 四号 六号	—	
閉 グ ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 六号	—	c
閉 グ ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 一号	—	a, b
閉 グ ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 二号 七号	—	c
			3 項 三号 四号	—	
閉 グ ⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 三号 五号	—	c
			3 項 一号 五号	—	
閉 グ ⑦	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 四号	—	c

設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
②	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
③	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
④	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
②	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
③	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
④	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
c	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
d	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（気体廃棄物の廃棄設備 工程室放射線計測設備））					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉工 ①	核燃料物質等の回収をするために必要な設備設計	技術基準規則（第三十三条）の要求事項を受けている内容	1項 一号	—	b, d
閉工 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	3項 二号 四号 六号	—	c
閉工 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 六号	—	c
閉工 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 一号	—	a, b
閉工 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	3項 三号 四号	—	c
閉工 ⑥	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	c

設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
㊦	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊧	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊨	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
㊩	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
◇	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
◇	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
◇	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
c	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
d	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（火災防護設備 代替火災感知設備））					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉火 ①	火災の確認をするために必要な設備設計	技術基準規則（第三十三条）の要求事項を受けている内容	1項 一号	—	b, d
閉火 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	2項	—	c
			3項 二号 四号 六号	—	
閉火 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 六号	—	c
閉火 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 一号	—	a, b
閉火 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 二号 七号	—	c
			3項 三号 四号	—	
閉火 ⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 三号 五号	—	c
			3項 一号 五号	—	
閉火 ⑦	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	c

設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
㊦	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊧	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊨	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
㊩	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
㊪	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
㊫	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊬	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
㊭	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
c	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
d	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十三条（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備（火災防護設備 代替消火設備））					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉消 ①	火災の消火をするために必要な設備設計	技術基準規則（第三十三条）の要求事項を受けている内容	1項 一号	—	b, d
閉消 ②	共通要因故障に対する考慮に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	2項	—	c
閉消 ③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 六号	—	c
閉消 ④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 一号	—	a, b
閉消 ⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 二号 七号	—	c
閉消 ⑥	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十三条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	c

設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
㊦	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊧	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊨	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
㊩	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
㊰	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
㊱	他条文との重複記載	第三十三条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
㊲	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
㊳	設備仕様	仕様表にて記載する。	a
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
c	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
d	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1. 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.2. 重大事故等対処設備 5.1.2.1 外部放出抑制設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、火災の影響によりグループボックス内及び工室内の気相中に移行したMOX粉末が外部へ放出されることを可能な限り防止するため、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の設備構成、系統構成を説明する。
2	外部放出抑制設備は、グループボックス排気設備のダクト、グループボックス給気フィルタ、グループボックス排気フィルタ、グループボックス排気フィルタユニット及びグループボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グループボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の設備構成、系統構成を説明する。
3	また、設計基準対象の施設と兼用するグループボックス排気設備のグループボックス排気ダクトの一部、グループボックス給気フィルタの一部、グループボックス排気フィルタの一部、グループボックス排気フィルタユニット及びグループボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグループボックスを常設重大事故等対処設備として位置付ける。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の設備構成、系統構成を説明する。
4	外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグループボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグループボックス温度監視装置の感知機能又はグループボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグループボックスからの排気系に設置するグループボックス排気閉止ダンパ及び工室内からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する態の手動操作により駆動動力源の室素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求		設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 グループボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作に使用する盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 グループボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作に使用する盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。
5	グループボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグループボックスからの排気系に設置するグループボックス排気閉止ダンパ及び工室内からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	グループボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グループボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グループボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グループボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グループボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グループボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グループボックス 均一化混合装置グループボックス 造粒装置グループボックス 回収粉末処理・混合装置グループボックス 添加剤混合装置Aグループボックス プレス装置A(プレス部)グループボックス	設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 グループボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが地下1階に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 グループボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが地下1階に設置されていることを配置図に示す。
6	上記の対策が完了するまでの間、火災の影響を受けてグループボックス内又は工室内の気相中に飛散又は漏れ出したMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グループボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	追加剤混合装置Bグループボックス プレス装置B(プレス部)グループボックス 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	<主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率 V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。
7	また、上記の対策によりグループボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。	機能要求① 機能要求②		設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の系統構成を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
1	第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1. 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.2. 重大事故等対処設備 5.1.2.1. 外部放出抑制設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、火災の影響によりグローブボックス内及び工室内の気相中に移行したMOX粉末が外部へ放出されることを可能な限り防止するため、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、外部放出抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一								
2	外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。	冒頭宣言			第2回申請と同一								
3	また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付ける。	冒頭宣言			第2回申請と同一								
4	外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する遠隔操作により駆動動力源の室素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 微粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図		【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・外部放出抑制設備の系統構成を説明する。				
5	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 微粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図		【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・外部放出抑制設備の系統構成を説明する。				
6	上記の対策が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏れ出したMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 微粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	<核物質等取扱 ・漏れ率>	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図		【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・外部放出抑制設備の系統構成を説明する。				
7	また、上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○		【機能要求②】 可搬型ダンパ出口風速計	<計測装置> ・検出値の種類 ・計測範囲	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図		【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・外部放出抑制設備の系統構成を説明する。				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
8	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の自動操作が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の電源系統を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作に使用する盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。											V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の電源系統を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作に使用する盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。
9	可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の電源系統を説明する。												
10	重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉未処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針 (装置構造)	Ⅲ 耐震性に関する説明書 V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-5 構造図	【Ⅲ 耐震性に関する説明書】 ○グローブボックスの基準地震動を1.2倍した地震力の地震に対する耐震設計上の考慮 ・重大事故の発生を仮定するグローブボックスの健全性について、耐震計算書等にて説明する。 【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・グローブボックスの構造について説明する。												
11	外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の自動操作により駆動動力源の室素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて自動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。	機能要求① 設置要求	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ	設計方針 (多重性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。											V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。
12	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (位置的分散)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。												

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 外部放出抑制設備の電源系統を説明する。	-	-	-	-	-
10	重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 遊粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱 ボックス ・漏れ率	III 耐震性に関する説明書 V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-5 構造図	【III 耐震性に関する説明書】 ○グローブボックスの基準地震動を1.2倍した地震力の地震に対する耐震設計上の考慮 ・重大事故の発生を仮定するグローブボックスの健全性について、耐震計算書等にて説明する。 【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-5 構造図】 ○外部放出抑制設備の基本方針 ・グローブボックスの構造について説明する。	-	-	-	-	-	-
11	外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の管路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の差素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
13	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針 (悪影響防止)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。											V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。
14	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (悪影響防止)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等												
15	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (個数及び容量)		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書												
16	外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(グローブボックス) プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(グローブボックス) プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (個数及び容量)		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠及び可搬型ダンパ出口風速計の計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。											V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	
17	外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。	設置要求	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(グローブボックス) プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(グローブボックス) プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。											V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	-	-	-	-	-	-	-
15	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	<計測装置> ・ 検出部の種類 ・ 計測範囲	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-
16	外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-
17	外部放出抑制設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンパ出口風速計は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。						○			基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。
19	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。						○			グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
20	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（環境条件等）													
21	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。						○			グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ガンバ出口風速計は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言												
19	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グループボックス 添加剤混合装置Aグループボックス 添加剤混合装置Bグループボックス 回収粉末処理・混合装置グループボックス	均一化混合装置グループボックス 造粒装置グループボックス プレス装置A(プレス部)グループボックス プレス装置B(プレス部)グループボックス		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響							
20	外部放出抑制設備の可搬型ガンバ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○		可搬型ガンバ出口風速計		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響							
21	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ガンバ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	予備混合装置グループボックス 添加剤混合装置Aグループボックス 添加剤混合装置Bグループボックス 回収粉末処理・混合装置グループボックス	均一化混合装置グループボックス 造粒装置グループボックス プレス装置A(プレス部)グループボックス プレス装置B(プレス部)グループボックス		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(グローブボックス) プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(グローブボックス) プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
23	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
24	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合は、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。
25	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、搬量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	-	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
26	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、搬量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計とする。また、高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (環境条件等)		【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
27	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (操作性の確保)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-	○	-	グローブボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
22	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。				
23	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○		可搬型ダンパ出口風速計								
24	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求											
25	外部放出抑制設備のグローブボックス排気機入口手動ダンパ、工程室排気機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、換気率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求											
26	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、換気率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所での操作可能な設計とするとともに、高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで放射線操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	○		可搬型ダンパ出口風速計		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。					
27	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○		可搬型ダンパ出口風速計		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	グループボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グループボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グループボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グループボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グループボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グループボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 下層混合装置グループボックス 均一化混合装置グループボックス 溜粒装置グループボックス 回収粉末処理・混合装置グループボックス 添加剤混合装置Aグループボックス プレス装置A(プレス部)グループボックス 添加剤混合装置Bグループボックス プレス装置B(プレス部)グループボックス	設計方針 (試験・検査性)							○		グループボックス排気ダクト (SA) 工程室排気ダクト (SA) グループボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グループボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グループボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グループボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グループボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
29	外部放出抑制設備のグループボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グループボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	グループボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グループボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針 (試験・検査性)		【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。					○		グループボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グループボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
30	外部放出抑制設備のグループボックス給気フィルタ、グループボックス排気フィルタ、グループボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	グループボックス給気フィルタ グループボックス排気フィルタ グループボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット	設計方針 (試験・検査性)							○		グループボックス給気フィルタ グループボックス排気フィルタ グループボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット				
31	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、員数確認、模擬入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。	機能要求①	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針 (試験・検査性)													
32	5.1.2.2 代替グループボックス排気設備 核燃料物質等の回収の一環として、工程室からグループボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するため、代替グループボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替グループボックス排気設備の基本方針 代替グループボックス排気設備の設備構成、系統構成を説明する。				○		基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替グループボックス排気設備の基本方針 代替グループボックス排気設備の設備構成、系統構成を説明する。		
33	代替グループボックス排気設備は、グループボックス排気設備のグループボックス排気ダクト、グループボックス給気フィルタ及びグループボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替グループボックス排気設備の基本方針 代替グループボックス排気設備の設備構成、系統構成を説明する。				○		基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替グループボックス排気設備の基本方針 代替グループボックス排気設備の設備構成、系統構成を説明する。		
34	また、設計基準対象の施設と兼用するグループボックス排気設備のグループボックス排気ダクトの一部、グループボックス給気フィルタの一部及びグループボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を低減するグループボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替グループボックス排気設備の基本方針 代替グループボックス排気設備の設備構成、系統構成を説明する。				○		基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替グループボックス排気設備の基本方針 代替グループボックス排気設備の設備構成、系統構成を説明する。		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
28	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 遊程装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。				
29	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-										
30	外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-										
31	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、模擬入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○		可搬型ダンパ出口風速計		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。					
32	5.1.2.2. 代替グローブボックス排気設備 核燃料物質等の回収の一環として、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するため、代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言				第2回申請と同一							
33	代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言				第2回申請と同一							
34	また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を低減するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付ける。	冒頭宣言				第2回申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請																			
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載														
35	代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替グローブボックス排気設備の基本方針 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成を説明する。															○		グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス)	<主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替グローブボックス排気設備の基本方針 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成を説明する。					
36	代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。	機能要求① 機能要求②	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替グローブボックス排気設備の基本方針 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成を説明する。																		○	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス)	<主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替グローブボックス排気設備の基本方針 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成を説明する。			
37	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の距離距離を確保した外部保管エリアに保管することも、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋内に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針 (位置的分散)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。																									
38	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。																		○	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス)	3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。			
39	屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 運用要求	可搬型ダクト	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。																									
40	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型排風機付フィルタユニット	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。																									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
35	代替グローブボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで、工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 遊粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	<核物質等取扱ボックス> ・漏れ率 <主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替グローブボックス排気設備の基本方針 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成を説明する。					
36	代替グローブボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで、グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 遊粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	<核物質等取扱ボックス> ・漏れ率 <主配管> ・外径・厚さ <フィルタ> ・効率 <ファン> ・容量 ・原動機	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替グローブボックス排気設備の基本方針 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成を説明する。					
37	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋内に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。					
38	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 遊粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。					
39	屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 運用要求	○	-	可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。					
40	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備(1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
41	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型排風機付フィルタユニット	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書													
42	また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	可搬型フィルタユニット	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書													
43	代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ (耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ (耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置A(グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置B(グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書						○							
44	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	目録宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。												

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
41	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	<ファン> ・容量 ・原動機 <フィルタ> ・効率									
42	また、代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	○	-	可搬型フィルタユニット		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替グローブボックス排気設備の個数の根拠及び可搬型排風機付フィルタユニットの排気風量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。							
43	代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト										
44	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新機設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	目録宣言					第2回申請と同一								

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請																
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載											
45	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加剤混合装置A(プレス部)グローブボックス 追加剤混合装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)									
46	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
47	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とするか、又は風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求 運用要求	可搬型ダクト	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
48	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加剤混合装置A(プレス部)グローブボックス 追加剤混合装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)								
49	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	グローブボックス排気ダクト (SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加剤混合装置A(プレス部)グローブボックス 追加剤混合装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)								
50	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
51	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型ダクト	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
45	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス				V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
46	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○		可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット			3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響						
47	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とするか、又は風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求 運用要求	○		可搬型ダクト									
48	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、浸水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、浸水及び火災からの防護方針を説明する。					
49	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。					
50	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○		可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット			3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響						
51	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○		可搬型ダクト									

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンパの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、換量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針(環境条件等)							○		グローブボックス排気ダクト(SA)			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
53	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、換量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針(環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。										
54	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト(SA) 可搬型ダクト	設計方針(操作性の確保)							○		グローブボックス排気ダクト(SA)			V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。
55	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針(操作性の確保)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。				○		グローブボックス排気ダクト(SA)				
56	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	可搬型ダクト	設計方針(操作性の確保)													

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
52	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンパの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、換量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、換量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所での操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-
54	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-
55	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
57	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 溜粉装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス 追加混合装置A(プレス部)グローブボックス 追加混合装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	-	○	-				V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
58	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、密閉の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	-	○	-		グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)			
59	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、負荷確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針(試験・検査性)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性												
60	可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針(試験・検査性)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性						○	-		グローブボックス排気ダクト(SA)			
61	5.1.2.3. 工程室放射線計測設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するため、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	目項宣言	基本方針	基本方針		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 工程室放射線計測設備の設備構成、系統構成を説明する。											
62	工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	目項宣言	基本方針	基本方針		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 工程室放射線計測設備の設備構成、系統構成を説明する。											
63	工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンブラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。	機能要求①	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(系統構成)		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 工程室放射線計測設備の系統構成を説明する。											
64	可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電式又は乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針(系統構成)		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 工程室放射線計測設備の電源系統を説明する。											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
57	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 追加混合装置Aグローブボックス 追加混合装置Bグローブボックス 回収粉末処理・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。							
58	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、圧圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-												
59	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、負荷確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○		可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。							
60	可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-												
61	5.1.2.3. 工程室放射線計測設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するため、工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	目録宣言	○		基本方針		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 工程室放射線計測設備の設備構成、系統構成を説明する。							
62	工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	目録宣言	○		基本方針		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 工程室放射線計測設備の設備構成、系統構成を説明する。							
63	工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後、ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンブラにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。	機能要求①	○		可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 ・工程室放射線計測設備の系統構成を説明する。							
64	可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○		可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○工程室放射線計測設備の基本方針 ・工程室放射線計測設備の電源系統を説明する。							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
65	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（位置的分散）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	可搬型ダストサンプラ	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・工程室放射線計測設備の電源容量、個数の根拠及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有するとともに、十分な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・工程室放射線計測設備の電源容量、個数の根拠及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新設計」に基づく設計とすることでその機能を損わない設計とする。	旨項宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損わない設計とする。	設置要求	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な容量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
66	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
67	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電電池又は乾電池を有する設計とするともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・工程室放射線計測設備の個数の根拠及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
68	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有するとともに、十分な容量の充電電池又は乾電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め、十分な台数を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	○	-	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-
69	地震を要因とする重大事故が発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
70	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
71	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針 (環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の指定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。	設置要求	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針 (環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型ダストサンプラ	設計方針 (試験・検査性)	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。	機能要求①	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針 (試験・検査性)	(2)試験・検査性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1. 火災防護設備 7.1.2. 重大事故等対処設備 7.1.2.1. 代替火災感知設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグループボックス内での核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認するため、代替火災感知設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替火災感知設備の基本方針 代替火災感知設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
78	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源近傍に設置する剛体抵抗体及び中央監視室に設置する検知管を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グループボックス温度表示端末で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替火災感知設備の基本方針 代替火災感知設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
79	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災を確認し、遠隔消火装置による消火の実施を判断するため、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより、中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求① 設置要求	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	設計方針 (系統構成)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の基本方針 ・代替火災感知設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替火災感知設備の基本方針 ・火災状況確認用温度表示装置が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
73	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の指定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所での操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-
74	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンブラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
75	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンブラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンブラ	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
76	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
77	第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1. 火災防護設備 7.1.2. 重大事故等対処設備 7.1.2.1. 代替火災感知設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグループボックス内での核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認するため、代替火災感知設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替火災感知設備の基本方針 代替火災感知設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-
78	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源近傍に設置する温度抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グループボックス温度表示端末で構成する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替火災感知設備の基本方針 代替火災感知設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-
79	代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災を確認し、遠隔消火装置による消火の実施を判断するため、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより、中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	-	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の基本方針 ・代替火災感知設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替火災感知設備の基本方針 ・火災状況確認用温度表示装置が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は、火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（系統構成）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の基本方針 ・代替火災感知設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81	可搬型グローブボックス温度表示端末は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（系統構成）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の基本方針 ・代替火災感知設備の電源系統を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	火災状況確認用温度表示装置は、充電電池を使用する設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度表示装置	設計方針（系統構成）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の基本方針 ・代替火災感知設備の電源系統を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	代替火災感知設備は、環境条件を考慮することに加え、内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（多様性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
84	また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とする。また、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（独立性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（位置的分散）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は、火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで、重大事故の発生を低減するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の基本方針・代替火災感知設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-
81	可搬型グローブボックス温度表示端末は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の電源系統を説明する。	-	-	-	-	-	-
82	火災状況確認用温度表示装置は、充電電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替火災感知設備の基本方針・代替火災感知設備の電源系統を説明する。	-	-	-	-	-	-
83	代替火災感知設備は、環境条件を考慮することに加え、内蔵する充電電池の結電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の結電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、非常用所内電源設備の結電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
84	また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とする。また、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
85	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋内に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
86	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度計	設計方針（悪影響防止）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等												
87	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とする。また、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	機能要求② 設置要求	火災状況確認用温度計	設計方針（個数及び容量）														
88	代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	火災状況確認用温度表示装置	設計方針（個数及び容量）														
89	代替火災感知設備の可搬型グループボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	可搬型グループボックス温度表示端末	設計方針（個数及び容量）		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書												
90	代替火災感知設備は、火災防護設備のグループボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	設計方針（個数及び容量）														
91	代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。	設置要求	火災状況確認用温度計	設計方針（環境条件等）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備												
92	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グループボックス温度表示端末は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響												

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通系待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 重大事故等対処設備使用時及び通系待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
87	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とする。また、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	火災状況確認用温度計	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲	-	-	-	-	-	-	-	-
88	代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替火災感知設備の電源容量、積放の根拠及び火災状況確認用温度計の計測範囲について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
89	代替火災感知設備の可搬型グループボックス温度表示端末は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電電池を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型グループボックス温度表示端末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	代替火災感知設備は、火災防護設備のグループボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グループボックス温度表示端末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91	代替火災感知設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。	設置要求	○	-	火災状況確認用温度計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-
92	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グループボックス温度表示端末は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
93	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
94	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(環境条件等)	3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
95	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、漏水を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
96	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(環境条件等)	3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、漏水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定と確認、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(7) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度計 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
101	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(操作性の確保)	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針(試験・検査性)	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
94	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	-	-	-	-	-	-	-
95	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
96	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
97	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	-	-	-	-	-	-	-
98	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-
99	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないよう、 redundancyの高くなるおそれのない場所の選定と、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (7) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(7) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-
100	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-
101	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-
102	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
103	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	7.1.2.2. 代替消火設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するため、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替消火設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替消火設備の基本方針 ○代替消火設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替消火設備の基本方針 ○代替消火設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
106	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。	機能要求① 設置要求	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替消火設備の基本方針 ・電磁弁を開放するための盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
107	中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替消火設備の基本方針 ・圧力開放用の弁が中央監視室近傍に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
108	代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針（装置構造）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-5 構造図】 ○代替消火設備の基本方針 消火ノズルの位置について構造図に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
109	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。	機能要求① 設置要求	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の電源系統を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替消火設備の基本方針 ・電磁弁を開放するための盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
111	代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	遠隔消火装置	設計方針（多様性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	7.1.2.2. 代替消火設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するため、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として、代替消火設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替消火設備の基本方針 ○代替消火設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-
105	代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 【V-2-4 配置図】 【V-2-5 構造図】 ○代替消火設備の基本方針 ○代替消火設備の設備構成、系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-
106	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグループボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグループボックス温度監視装置の感知機能又はグループボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替消火設備の基本方針 ・電磁弁を開放するための盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	-
107	中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に2重化する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の系統構成を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替消火設備の基本方針 圧力開放用の弁が中央監視室近傍に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	-
108	代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで、確実に火災を消火できる設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-5 構造図】 ○代替消火設備の基本方針 消火ノズルの位置について構造図に示す。	-	-	-	-	-	-
109	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-
110	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【V-2-3 系統図】 ○代替消火設備の基本方針 ・代替消火設備の電源系統を説明する。 【V-2-4 配置図】 ○代替消火設備の基本方針 ・電磁弁を開放するための盤が中央監視室に設置されていることを配置図に示す。	-	-	-	-	-	-
111	代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで、自動起動する火災防護設備のグループボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、健全性、位置的分岐の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
112	また、代替消火設備の遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグループボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針 (多様性)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。										
113	さらに、代替消火設備の遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グループボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグループボックス消火装置に対して消火方式の多様性を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	遠隔消火装置	設計方針 (多様性)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。										
114	代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針 (悪影響防止)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響 (電気的な影響を含む。) 等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響 (電気的な影響を含む。) 等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。										
115	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれ消火できる設計とする。	機能要求② 設置要求	遠隔消火装置	設計方針 (個数及び容量)		V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。										
116	代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグループボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針 (個数及び容量)													
117	代替消火設備の遠隔消火装置は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。	設置要求	遠隔消火装置	設計方針 (環境条件等)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
112	また、代替消火設備の遠隔消火装置は、電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで、非常用消内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグループボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
113	さらに、代替消火設備の遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器箱体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グループボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグループボックス消火装置に対して消火方式の多様性を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
114	代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の悪影響防止の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
115	代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量を余裕を考慮した消火剤量を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれ消火できる設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	遠隔消火装置	<容器> ・容量 <主配管> ・外径・厚さ	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について、設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
116	代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグループボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
117	代替消火設備の遠隔消火装置は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
118	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
120	代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
122	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する般の手動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工事を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、熱量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。	設置要求	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
118	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の自動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
119	代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
120	代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
121	代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
122	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する弁の自動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工事を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 運用要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-
123	代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、希量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
124	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）													
125	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。											
126	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）													

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
124	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125	代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることを確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
126	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月8日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。

令和3年9月8日 R0

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。